

令和6年能登半島地震の影響で、 住宅ローンなどお借入れの返済に お困りの被災者の方へ

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
をご存知ですか？

自然災害ガイドラインのチラシ
(能登半島地震専用)



ガイドラインを利用することで、

**住宅ローンなどの免除や減額
を申し出ることができます。**

ガイドラインを利用する**メリット**は、

1 弁護士などの「登録支援専門家」の相談・支援が無料です。

2 現預金などの財産の一部を手元に残せます。

(注)被災状況や生活状況などにより金額は異なります。

3 自己破産ではないので、新たな借入れに影響ありません。

ガイドラインの手続きの流れはチラシに掲載がございますので、併せてご確認ください。

手続きが難しそうだし…、

私たちの被災状況や借入状況で
ガイドラインを使えるのかな？

まずは**ローンの金額が一番多い
金融機関**にガイドラインの利用を
希望することを**連絡**しましょう！

お手元に借入状況などの資料のご用意をお願いします。



弁護士への相談もお勧めします。

被災者向けの無料相談会など、無料で相談できる
機会もありますね。

【裏面のQ & Aもご覧ください】



一般社団法人
**東日本大震災・自然災害被災者
債務整理ガイドライン運営機関**

詳しくは、運営機関ウェブサイトをご確認ください。 <http://www.dgl.or.jp/>

金融庁
Financial Services Agency

財務局
Local Finance Bureaus



ガイドラインの Q&A

手元に不動産は残せる？

どんな支援を受けられる？

どのくらい時間がかかる？

Q

法律や金融関係の難しい手続きを、自分で行う自信がありません。登録支援専門家はどんな支援をしてくれますか。

A

登録支援専門家は、必要な書類の作成や金融機関との協議など、**ガイドラインの手続きの伴走支援**を行います。申出人は法律や金融の知見がなくても大丈夫です。
なお、国の補助により**無料で支援を受けられます**。

Q

ガイドラインの手続きはどのくらい時間がかかりますか。

A

利用される方のローン残高や借入先の数、資産の状況等によりますが、平均**約1年**かかります。

Q

債務整理が成立するまでの間は、ローンの支払いは必要ですか。

A

不要です。

金融機関に債務整理を申し出て、金融機関に書類が受領されたときから、債務整理が終了した日までの間は、ローンの返済や督促は一時停止します。

Q

債務整理をしても家や土地を手元に残すことはできますか。

A

できます。

ただし、家や土地を手元に残す場合には、その家や土地について登録支援専門家が公正に評価した金額を、一括又は分割で支払う必要があります。
(手元に残した家や土地以外のローンについては債務整理が行われます。)

Q

新しいローンを組んでからガイドラインを利用できますか。

A

原則として、利用できません。

原則として、ローンを組む前にガイドラインを利用する必要がありますが、詳しくは金融機関にご相談ください。

上記は一部になります。他のQ&Aもこちらに掲載されていますのでご確認ください。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 Q&A

https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-guideline_qa.pdf

